

委員会提出議案第 2 号

我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める
意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により
提出します。

令和2年12月15日提出

提出者 農林水産常任委員会
委員長 田代国広



熊本県議会議長 池田和貴様

我が国の領海・排他的経済水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書

「尖閣列島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していない」というのが、我が国的基本的な立場である。

現在、尖閣諸島周辺水域は、1997年に締結された日中漁業協定により、暫定措置水域として両国漁船の活動が認められており、これに基づき本県漁船4隻が、国の許可の下に、同海域において一本釣りやはえ縄漁業を営なみ、フグ、ハタ、クエなどを漁獲しているところである。

しかしながら、中国は尖閣諸島の「領有権」を公式に主張しており、同海域において違法操業を繰り返すほか、中国海警局の公船が、我が国の領海に度々侵入し、本県の漁船に接近するなど、漁業者の安全を脅かす事案が発生している。

このような中で、国は外交ルートを通じて、中国等に対して違法操業に関する申し入れを行っているところであり、農林水産省においては大型漁業取締船を新たに2隻就航させて取り締まりの強化を行うほか、国土交通省においても大型巡視艇、測量船、航空機などの増強整備に着手しており、海上保安の強化を進めていると聞いている。

よって、国におかれでは、尖閣諸島周辺海域における安全確保のため、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

政府は、領海・排他的経済水域内において、本県漁業者のみならず、国内の漁業者が将来にわたって、安全かつ安心して漁業活動が営まれるよう、法整備・海上警備の一層の強化を図り、引き続き責任を持って取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
法務大臣	上川陽子様
外務大臣	茂木敏充様
農林水産大臣	野上浩太郎様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
防衛大臣	岸信夫様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策担当)	河野太郎様